

他の業務等との関連、入札参加者間の関連性に係る競争参加制限要件について

公正な入札の確保、監督業務の中立性の確保を目的として、平成 22 年 10 月 1 日以降に入札公告等を行う工事等から、下記の通り競争参加制限要件を見直しましたのでお知らせします。
本制限内容は入札公告においても明示します。また、制限の内容の【1】に関し、制限の対象となる工事等、業務の請負人名は入札公告で明示します。

記

【制限の内容】

【1】他の業務等との関連に係る競争参加制限

制限内容		目的	制限の対象となる発注		
			工事	調査等	施工（調査等）管理
1	設計業務等の請負人等の工事への競争参加制限 当該工事に係る設計業務等に関し、過去において、以下に掲げる者として当該設計業務に関与した者でないこと、又は現に以下に掲げる者でないこと。 ①当該設計業務等の請負人 ②当該設計業務等の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者 ③当該設計業務等の下請負人 ④当該設計業務等の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者	公正な入札の確保	○	－	－
2	施工（調査等）管理業務の請負人等の工事、調査等への競争参加制限 当該工事、調査等の監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務に関し、過去において、以下に掲げる者として当該工事、調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に以下に掲げる者でないこと。 ①当該施工（調査等）管理業務の請負人 ②当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者 ③当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元 ④当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者	公正な入札の確保 監督業務の中立性の確保	○	○	－
3	工事、調査等の請負人等の施工（調査等）管理業務への競争参加制限 当該施工（調査等）管理業務の監督を担当する部署の工事、調査等に関し、現に以下に掲げる者でないこと。 ①当該工事、調査等の請負人 ②当該工事、調査等の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者 ③当該工事、調査等の下請負人 ④当該工事、調査等の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者	監督業務の中立性の確保	－	－	○

【2】入札参加者間の関連性に係る競争参加制限

制限内容		目的	制限の対象となる発注		
			工事	調査等	施工（調査等）管理
4	他の入札参加者との間に一定の関係がある場合の競争参加制限 当該工事、調査等、施工（調査等）管理業務に関し、入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと	公正な入札の確保	○	○	○

制限 1,2,3 における「資本面及び人事面において関連のある者」は次に掲げる要件のいずれかに該当する者を指す。
1) 一方の会社が他方の会社の発行済み株式総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 1 0 0 分の 5 0 を超える出資をしている場合
2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合
制限 4 における「資本関係、人的関係」は次に掲げる要件を指す。
【資本関係】 以下のいずれかに該当する二者の場合。
ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
1) 親会社と子会社の関係にある場合
2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
【人的関係】 以下のいずれかに該当する二者の場合。
ただし、1) については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
【その他】 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。
その他上記の資本関係及び人的関係と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

制限内容	発注	工事	調査等	施工（調査等）管理
1		設計業務等の請負人等の工事への競争参加制限		
2		施工（調査等）管理業務の請負人等の工事、調査等への競争参加制限	施工（調査等）管理業務の請負人等の工事、調査等への競争参加制限	
3				工事、調査等の請負人等の施工（調査等）管理業務への競争参加制限
4		他の入札参加者との間に一定の関係がある場合の競争参加制限	他の入札参加者との間に一定の関係がある場合の競争参加制限	他の入札参加者との間に一定の関係がある場合の競争参加制限